

仙台市の就学支援の課題に対する検討案

1 特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加について

【課題】

- ① 特別支援学校，特別支援学級を検討する児童生徒が増加しており，仙台市就学支援委員会において，これまでの審議方法等を継続することが困難になってきている。
- ② 発達障害があり，特別な教育的ニーズが必要な児童生徒の増加に伴い，通級指導教室を検討する児童生徒も増加している。また，通級指導教室担当教員の基礎定数化に伴い，これまでの就学支援の進め方を見直す必要が生じている。
- ③ 新就学児相談会に参加する幼児が増加しており，これまでの実施方法を継続することが困難になってきている。

【検討案】

- ①-1 市就学支援委員会での審議の効率化・迅速化を図る。
(審議方法や審議資料の見直し)
- 令和2年度実施している対応等を参考にしながら，効率化等を図る。
 - ア 事務局による審議資料（審議記録用紙）の作成 ……別紙2
 - ・事前に事務局が，対象児童生徒の実態をチェックリストにより整理し，審議の参考とする。
 - ・対象児童生徒の実態に応じた学びの場について事務局の案を作成し，審議の参考とする。
 - イ 審議方法の工夫
 - ・審議の進行表を示し，効率的に審議を進められるようにする。
 - ・一定の条件を満たしている場合には，要点（チェック項目）の確認のみとする。
 例) 知的障害，自閉症・情緒障害，LD等通級の6年生で，状態像に大きな変化がなく，中学校進学後も現在と同様の学びの場での指導を希望し，在籍校も同じ考えの場合 [R2年度 141件]

効果と課題

- [令和2年度 仙台市就学支援委員会に係るアンケート結果より] ……別紙3
- ・審議の進め方：「A課題なし」，「Bほぼ課題なし」と回答した割合は，合計で90%であり，「D課題あり」の回答はなかった。
 - ・審議記録用紙：「A課題なし」，「Bほぼ課題なし」と回答した割合は，合計で98%であり，「D課題あり」の回答はなかった。
- 〈効果があったとされた意見〉 ……別紙4
- ・（事務局案や進行表の提示により）審議の効率化，審議時間の短縮が図られた。[20人]
 - ・時間をかけて審議したい案件を十分に審議することができた。[3人]

- ・児童の実態を把握しやすく，審議しやすいと感じた。[6人]
- ・(審議記録用紙の改訂により) 実態の整理と審議経過が明確になった。分かりやすさと，より客観性があり，良いと思った。[2人]
- ・実態の整理と審議経過が明確になっていた。[1人]

〈課題と考えられる意見〉

・・・別紙4

- ・事務局案に審議が流される場面もあり，審議の充実化が薄れてしまった感もある。[2人]
- ・審議内容のまとめを短文，箇条書きで記載ができる欄があってもよい。[1人]

[その他]

- ・令和2年度は開催時刻を前年度までの14時から15時からに変更した。年間通して6時間削減したが，前年度より35件多い999件の審議を行った。

①-2 市就学支援委員会で審議するケースを整理する。

○小中学校の在籍児で，校内で特別支援学級や通常の学級への在籍異動を検討する場合，児童生徒の状態，合意形成の状況等，一定の条件を満たすときは，市就学支援委員会で審議を任意とする。ただし，最終的な在籍異動の可否は市教委が決定する。

効果と課題

〈効果〉

- ・審議件数の減少 (R2 在籍異動数 267 件 + α)。
- ・学びの場の変更に随時対応が可能。

〈課題〉

- ・学校による学びの場の判断の妥当性。

〈参考〉

法令上は，「学校教育法施行令第18条の2」によると「市町村の教育委員会は，児童生徒等のうち視覚障害者等※1について，小学校，中学校または特別支援学校への就学または転学に係る通知をしようとするときは，その保護者及び教育学，医学，心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。」とされている。

※1 視覚障害者等とは，「学校教育法施行令第5条」によると「視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で，その障害が，第22条の3の表に規定する程度のもの※2。」

※2 学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度とは，特別支援学校に関する障害の程度

② 通級指導教室担当教員の基礎定数化への対応として，新就学相談時に通級指導の希望があった場合は，入学時からの通級を検討する。

○特別支援学級を検討している新就学児で，通級指導の希望があり，かつ，その対象となる場合は，必要に応じて審議を行う。

<参考>

義務標準法の改正により、平成 29 年度から通級担当教員の定数が基礎定数化され、5 月 1 日現在の通級児童生徒数 13 人当たり 1 人の通級担当教員を文科省が配当。基礎定数化は平成 29 年度から 10 年かけて移行し、その間は基礎定数と加配定数による配当。

効果と課題

<効果>

- ・ 5 月 1 日付、通級児童の一定数を確保。

③ 新就学児相談会の見直しをする。

○令和 2 年度実施している対応等を参考にしながら、必要に応じて効率化等を図る。

- ・ 相談会への参加は保護者のみとする。保護者からの聞き取り、幼稚園・保育所等からの資料、専門機関の資料等を参考に審議資料を作成する。対象児の調査等が必要と認められる場合は、事務局が直接、対象児の状況確認等を行う。
- ・ 相談会での相談員は事務局担当者や専門員が行う。

効果と課題

[令和 2 年度 仙台市就学支援委員会に係るアンケート結果より] . . . 別紙 3

- ・ 新就学児の教育相談等：「A 課題なし」、「B ほぼ課題なし」と回答した割合は、合計で 78%であり、「C やや課題あり」、「D 課題あり」とした委員は 22%であった。

<効果があったとされた意見>

. . . 別紙 4

- ・ 保護者面談からの資料には、詳細が記録されており、実態は把握しやすかった。

[2 人]

- ・ 実態が審議に視点を置いた内容に焦点化されており、大変参考になった。[1 人]
- ・ 実態は、アーチル、保育所等の資料がそろっていれば十分だと思う。[1 人]

<課題と考えられる意見>

. . . 別紙 4

- ・ 保護者と所属園で子供の実態の捉え方に差があり、判断が難しかった。[3 人]
- ・ 保護者のみの参加で、児童の実態把握が客観的なものか分からない。[2 人]
- ・ 保護者からの聞き取りや資料のみでは不十分と感じた。[2 人]
- ・ 子供の様子を直接観察した方が良いのではないか。[3 人]

2 早期からの一貫した支援について

【課題】

障害のある子供について、その障害を早期に把握し、将来の自立に向けて一貫した支援をすることが求められている。現状では、新就学児相談会に参加した保護者へ就学支援のガイダンスを行っているが、相談会の開催時期は対象児が就学する前年の 8 月である。これまで以上に円滑な就学先決定のプロセスをたどるためには、本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期から、就学先決定についての手続きの流れや等につ

いて、本人・保護者に対してあらかじめ就学に関するガイダンスを行うことが求められる。

【検討案】

- 発達相談支援センターや子供未来局子供保健福祉課の相談事業等と連携し、就学に関するガイダンスを行う。
- ・市教委（特別支援教育課）主催の5歳児保護者を対象とするガイダンスを開催する。令和3年度は、試行的に年2回開催の予定。ガイダンスについては、発達相談支援センターや子供未来局との連携を図りながら、保護者への案内を行う他、市政だより等の広報も活用し、周知を図る。

3 関係機関との連携について

【課題】

仙台市では、教育部局の特別支援教育課と福祉部局の発達相談支援センターが密接に連携し、就学支援に係る資料の提供を発達相談支援センターから受けている。

適切な学びの場の検討・判断をするにあたって、教育委員会や学校が関係機関や幼稚園・保育所等と連携することが重要になってきており、これを行うための仕組みを整理・充実させることが求められている。

【検討案】

- 幼稚園・保育所・認定こども園等との連携
 - ・幼稚園・保育所・認定こども園との情報交換等についてさらなる改善・充実を図る。
 - ・平成30年度から特別支援教育コーディネーター連絡会の地区別連絡会について保育所、児童等館へ参加の案内をしている。令和元年度には、38地区のうち31地区の研修会において、幼稚園・保育所・私立保育園、児童館等の近隣施設の職員が参加しており、今後もこの取組を推進し、就学支援の充実を図る。
- 福祉関係機関との連携
 - ・就学に係る相談や資料提供、情報交換等についてさらなる改善・充実を図る（発達相談支援センター、児童発達支援センター等）。
 - ・発達相談支援センターから市就学支援委員会への資料提供については、試行的に令和2年度から事務手続きの簡略化を行い、保護者の負担を軽減した。今後もより効率的な方法を検討する。

例) <改善前>

- ① 市教委が、保護者に資料提供の同意を得る。
- ② 保護者が、アールに資料の作成を依頼する。
- ③ アールが、保護者へ資料を送付する。
- ④ 保護者が、市教委へ資料を送付する。

<改善後>

- ① アールが、保護者に市教委への資料提供の同意を得る。
- ② アールが、市教委へ資料を送付する。

○子供未来局子供保健福祉課が行っている「5歳児のびのび発達相談」の実施状況等に応じ、情報提供や引継ぎの在り方を検討する。

4 多様で柔軟な仕組みの整備

【課題】

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが求められている。現在、交流及び共同学習や居住地校交流等において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ活動を行っている。また、基礎的環境整備や合理的配慮の提供のために、市就学支援委員会において、要医療的ケア対象児に対する看護師配置についての審議や、通常の学級で学ぶ肢体不自由のある児童生徒に対する介助員配置についての審議を行っている。今後も教育委員会や学校が合理的配慮の提供を検討する際に助言等を行うことが求められる。

【検討案】

- 「合理的配慮」について、提供の必要性や妥当性等について市就学支援委員会の意見を参考にしながら個別の教育的ニーズのある子供に対しての必要な支援を総合的に判断する仕組みを充実させる。
 - ・医療的ケア対象者の判断、介助員配置の判断等

5 校内就学支援体制の充実

【課題】

仙台市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした在籍児の割合は年々増加しており、令和2年度は約95%となっている。これは、学校における就学支援体制が整備され、適切な就学支援が行われていることの表れであると考えられる。

学びの場の変更や検討をする場合、保護者と学校の間で十分な合意形成が図られたり、児童生徒の実態把握が十分に行われ校内就学支援委員会で審議がなされたりすることが重要であることから、今後も校内就学支援体制のさらなる充実を図りながら、必要な就学支援を行っていくことが求められる。また、特別な学びの場を必要とする児童生徒が増加しており、それに伴い、学校において就学支援を進めるうえでの事務手続き等の業務量も増加している。

【検討案】

- 小中学校においては、仙台市就学支援委員会の審議結果に沿った就学をした在籍児の割合が約95%となっていることから、現在の校内就学支援体制を継続しながら、さらなる充実を図る。また、小中学校における就学支援に係る業務の見直しを行い、就学支援事務等の効率化・迅速化を図ることにより小中学校の負担を軽減する。
 - ・(1①-2と関連) 6年生以外の小中学校の在籍児で、特別支援学級や通常の学級への在籍異動を検討する場合は、市就学支援委員会での審議を任意とする(校内就学支援委員会での検討→校長判断→市教委への確認)。

効果と課題

〈効果〉

- ・ 学びの場の変更に随時対応が可能。
- ・ 就学支援に係る事務手続きの効率化。

〈課題〉

- ・ 学校による学びの場の判断の妥当性。